

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 契約書

契約者(利用者) _____ 様

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 契約者(利用者)(以下、「契約者」といいます)と、特別養護老人ホーム清里荘(以下、「事業者」といいます)は、事業者が契約者に対して行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供し、契約者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- この契約の契約期間は、契約の日から契約者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の2日前までに、契約者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 計画)

事業者は、契約者に対し、日常生活全般の状況および希望をふまえて、「居宅サービス計画書」「介護予防サービス支援計画書」に沿って「短期入所生活介護計画書」「介護予防短期入所生活介護計画書」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画書」「介護予防短期入所生活介護計画書」の内容を契約者および身元保証人に説明します。

第4条 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供場所・所在地および設備の概要は[重要事項説明書]のとおりです。
- 契約者が利用できるサービスの種類は[重要事項説明書]のとおりです。事業者はその内容について、契約者および身元保証人に説明します。
- 事業者は、希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 事業者は、第3条に定めた「短期入所生活介護計画書」「介護予防短期入所生活介護計画書」が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 契約者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り契約者の希望に沿うようにします。

第5条 (介護保険給付対象サービス)

- 事業者は、介護保険給付対象サービスとして事業所において契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。
- 前項の費用の額は[重要事項説明書]に記載したとおりとします。

第 6 条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業所は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ① 食事の提供
 - ② 住居の提供
 - ③ 契約者に対する理美容サービス
 - ④ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
 - ⑤ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
2. 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。
3. 第1項の費用の額は[重要事項説明書]に記載したとおりです。
4. 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、契約者・身元保証人に対してわかりやすく説明するものとします。

第 7 条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護実施ごとにサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後 5 年間保持します。
2. 事業者は短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等を身元保証人に説明します。
3. 契約者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用に関する第 1 項のサービス提供記録を閲覧できます。
4. 契約者は、当該利用に関する第 1 項のサービス提供記録の複写物の交付を受け取ることができます。

第 8 条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、サービスの対価として[重要事項説明書]に定める利用単位毎の料金をもとに、各契約者(利用者)の負担割合に応じた額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月 10 日以降に契約者に送付します。
3. 契約者は、当月の料金合計額を翌月末日までに(1.口座自動引落とし 2.窓口支払い 3.銀行振込み)の方法で支払います。
4. 事業者は、契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に対し領収書を発行します。

第 9 条（料金の変更）

1. 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合は、[重要事項説明書]に記載された額に変更することとします。
2. 契約者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
3. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
4. 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合には、その内容に応じた額に変更するものとします。
5. 前 3 項、前 4 項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
6. 契約者は前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第 10 条（サービスの中止）

1. 契約者は、事業者に対して、サービス提供日の当日午前 8 時 30 分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 契約者が、サービス提供日の当日午前 8 時 30 分までに、通知することなくサービスの利用を中止して場合は、事業者は利用に対して[重要事項説明書]に定める所定の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合にはこの限りではありません。
3. 事業者は、契約者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用開始または利用期間中でも、サービスを中止することができます。この場合の料金は、退所日までの日数を基準に計算します。
4. 利用期間中に契約者が入院した場合、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は終了となり、料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第 11 条（契約の終了）

1. 契約者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、契約者に対して1ヶ月の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合、事業者は契約者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、契約者が現にサービスを利用している期間中は、7 日間の予告期間をおきます。
 - ① 契約者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 20 日以内に支払われない場合
 - ② 契約者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の契約者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 契約者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 契約者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 契約者が死亡した場合

第 12 条（秘密保持）

1. 事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た契約者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、契約者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の情報を用いません。

第 13 条（安全配慮の義務）

1. 事業者は、サービス提供にあたり、契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
2. 事業者は、サービス提供にあたり契約者または他の契約者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
3. 緊急にやむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を契約者およびご家族に提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。

第 14 条（損害補償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、それに対してその損害を賠償します。

第 15 条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに契約者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な処置を講じます。

第 16 条（相談・苦情対応）

事業者は契約者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する契約者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 17 条（善管注意義務）

事業者は、契約者より委託された義務を行うにあたっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 18 条（本契約に定めのない事項）

1. 契約者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を遂行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者および事業者は、契約者（利用者）の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

[重要事項説明書]

2024年8月1日

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 清栄会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県前橋市総社町植野 511-1 番地 |
| (3) 電話番号 | 027-251-5428 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 水野 直美 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム 清里荘 |
| (2) 事業所の所在地 | 群馬県前橋市青梨子町 503 番地 |
| (3) 電話番号 | 027-254-1513 |
| (4) FAX 番号 | 027-254-1514 |
| (5) メールアドレス | office@kiyosatosou.jp |
| (6) ホームページアドレス | https://www.kiyosatosou.jp/ |
| (7) 事業所長氏名 | 木暮 有紀 |
| (8) 事業所の種類 | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
群馬県 1070100936 号 |
| (9) 開設年月日 | 平成 2 年 7 月 1 日(短期入所生活介護)
平成 18 年 4 月 1 日(介護予防短期入所生活介護) |
| (10) 利用定員 | 20 名 |
| (11) 利用可能設備等 | 専用居室 4 人部屋(4) 2 人部屋(2) 1 人部屋(1)
食堂兼機能訓練室・医務室
浴室(リフト装置付一般浴槽、座位式・臥床式特殊浴槽) |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業の実施地域 | 前橋市、高崎市(旧群馬町)、榛東村、吉岡町、渋川市 |
| (2) 営業日 | 年中無休 |
| (3) 受付時間 | 月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 30 分 |
| (4) 入所時間 | 利用開始日 9 時 00 分から |
| (5) 退所時間 | 利用終了日 17 時 00 分まで |
| (6) 送迎時間 | 月曜日～土曜日 9 時 00 分～17 時 00 分
祝日 9 時 00 分～17 時 00 分 |

* ただし、やむを得ない事情が生じた場合はこの限りではありません。

* 入退所時間に変更が出た場合は速やかに連絡をお願いします。

4. 職員の配置状況

- | | | | |
|-------------|---------|-------------|------------|
| (1) 施設長 | 1 名(兼務) | (6) 機能訓練指導員 | 1 名(兼務) |
| (2) 事務員 | 1 名以上 | (7) 看護職員 | 3 名以上 |
| (3) 管理栄養士 | 1 名(兼務) | (8) 介護士 | 24 名以上 |
| (4) 生活相談員 | 2 名(兼務) | (9) 介助員 | 6 名 |
| (5) 介護支援専門員 | 2 名(兼務) | | 以上、併設特養と兼務 |

5. 当事業所が提供するサービスの概要

(1) 介護給付によるサービス

食事介助	管理栄養士のもと、季節感を盛り込んだ豊富なニューで提供させていただきます。 また、個々の身体状況に合わせて常食・刻み食・超刻み食・ミキサー食の中より選ぶことができます。 [提供場所] 食堂又は各居室 [朝食] 7時45分～ [昼食]12時00分～ [夕食]18時00分～
入浴介助	手すりやリフト装置が設置された一般浴、車椅子やストレッチャーのまま入れる特殊浴を使用し、介助により安心して入浴していただけます。入浴は週2回を基本とし、体調により入浴できない場合は、随時清拭を行い、身体の清潔に努めます。
排泄介助	トイレやポータブルトイレへの介助からオムツ交換まで、身体状況に合わせて、適切な対応をいたします。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に、個々の身体状況に合わせてリハビリを提供いたします。
健康管理	血圧・体温等のバイタルチェックを行う他、常時の観察により契約者(利用者)の健康管理を行います。
余暇活動	適切な運動、製作活動、カラオケ等多岐にわたる余暇活動を提供させていただきます。
生活相談	介護保険に関すること、介護全般に関すること、施設での生活に関すること等、遠慮なく声をかけてください。
生活相談	生活全般にわたる相談、便利な介護用品の紹介等に応じます。
その他	契約者(利用者)に応じて、必要な介護をご提供致します。

(2) その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件
機能訓練体制加算	当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されていること
療養食加算	栄養士が契約者の状態に合わせた栄養管理や療養食を提供した場合に算定できる1日に3回を限度に加算
サービス提供体制強化加算	介護従事者の専門性等のキャリアにおいて、介護福祉士の資格保有者、常勤職員数、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所に加算
送迎加算	契約者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる契約者に対して、その居宅と(予防)短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に加算

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。[朝食]7時45分～ [昼食]12時00分～ [夕食]18時00分～

- ② 滞在に要する費用(光熱水費及び室料)
この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(住居費)の金額(1日あたり)のご負担となります。
- ③ 個人専用の家電製品の電気代、各種証明書料
必要時において、個別にかかる費用となります。
- ④ その他
日常生活上必要となる諸費用は実費となり、一部の日常生活品の購入代金等、ご負担していただく場合があります。
尚、オムツ代は利用料金に含まれていますので、ご負担の必要はありません。

6. 利用料金のお支払い方法

- (1) 窓口支払い…ご利用翌月末日までに事務所にてお支払い下さい。
[受付時間] 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
土曜日 8時30分～12時30分
 - (2) 口座引落し…所定の手続き終了後、翌月27日(休日の場合は翌営業日)に指定の口座より引落しさせていただきます。
 - (3) 銀行振込み…最寄りの金融機関より振り込んでいただきます。
- 以上の3通りの中からご契約の際にお選び下さい。

7. キャンセル規定

- 契約者(利用者)のご都合によりサービスを中止する場合下記のキャンセル料がかかることがあります。
- (1) 利用日の当日、午前8時30分までに連絡いただいた場合 … 無料
 - (2) 利用日の当日、午前8時30分までに連絡がなかった場合 … 食事代実費

8. 身体拘束の禁止

【身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き】

事業所は「短期入所生活介護のサービス」を行っている時に、契約者本人もしくは他の契約者の身体に危険を生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、契約者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず、契約者の身体拘束をする場合は、内容・目的・理由等をできる限り詳細に口頭や文書等により説明し、十分な理解を得るものとします。また、その状況や経過等を所定の用紙に記録し、閲覧に供します。

9. 虐待の防止について

事業者は、契約者(利用者)等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を設定しています。

施設長 木暮有紀

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 研修等を通じて職員の契約者の対する人権意識・知識の向上に努めます。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる契約者(利用者)を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できるように体制を整え、職員が契約者(利用者)等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆特別養護老人ホーム 清里荘 TEL 027-254-1513

[受付] 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

[担当] 生活相談員 細井 豊 佐藤 成美

☆社会福祉法人 清栄会 清里荘 TEL 027-254-1400

[受付] 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

[担当] 介護支援専門員 高橋 博美

☆前橋市役所 介護保険課 TEL 027-224-1111

前橋市大手町 2-12-1

☆群馬県国民健康保険団体連合会・介護保険課 TEL 027-290-1319

前橋市元総社町 335-8

☆その他最寄りの市町村 介護保険課

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、緊急連絡先に連絡の上、必要に応じて、主治医、救急隊、居宅介護支援事業所に連絡致します。

12. 施設及び従業者に対する利益供与の禁止

施設及び従業者は、サービスの対償として、金品その他財産上の利益を収受しません。

13. サービスの終了について

ご契約者やご家族等が当事業所や当事業所の職員に対して、暴言・暴力、又は迷惑行為、過大な要求や信用を傷つける行為等により本契約を継続することが困難となった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

サービス利用料金表

2024年8月1日

1. 短期入所生活介護サービス

1日あたり

介護度	従来型個室(併設短期生活Ⅰ)	多床室(併設短期生活Ⅱ)
要介護1	603単位	603単位
要介護2	672単位	672単位
要介護3	745単位	745単位
要介護4	815単位	815単位
要介護5	884単位	884単位

2. 予防短期入所生活介護サービス

1日あたり

介護度	従来型個室(予併設短期生活Ⅰ)	多床室(予併設短期生活Ⅱ)
要支援1	451単位	451単位
要支援2	561単位	561単位

3. 加算(適用時に算定)

機能訓練体制加算	12単位
療養食加算(1日3回を限度)	8単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位
送迎費(片道1回につき)	184単位

4. 滞在費・食費

1日あたり

負担段階	所得要件		資産要件 (預貯金等合計額)		個室	多床室	食費
			単身	夫婦			
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税である ・年齢福祉年金受給者		1,000万円以下	2,000万円以下	380円	0円	300円
第2段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税	年金を含む合計所得金額が年額80万円以下	650万円以下	1,650万円以下	480円	430円	600円
第3段階①		年金を含む合計所得金額が年額80万円超120万円以下	550万円以下	1,550万円以下	880円	430円	1,000円
第3段階②		年金を含む合計所得金額が年額120万円超	500万円以下	1,500万円以下	880円	430円	1,300円
第4段階 (非該当)	上記に該当しない人				1,400円	1,000円	1,630円

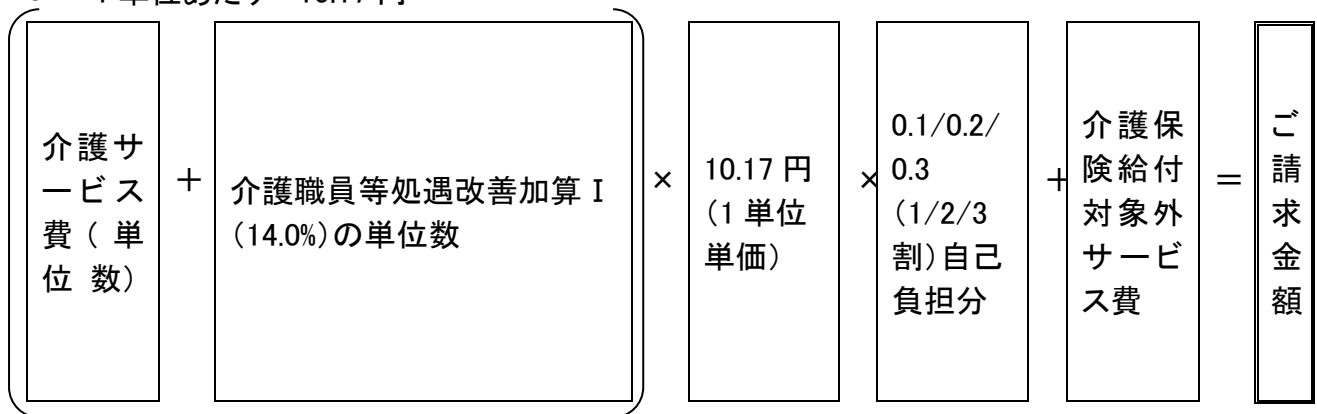
朝食 400円・昼食 630円・夕食 600円

5. その他の利用料

- マスク 1 枚…10 円
- 個人専用の家電製品(TV・PC・スマホ充電含む)の電気代(1日)…50 円/日
- コピー代 A4 サイズ 1 枚…10 円
- 送料(請求書・領収書・計画書他)…実費(110 円～)
菓子代・日用品(歯ブラシ・入れ歯洗浄用容器・ティッシュ他)・理美容代・抗原検査キット代・
予防接種代 …実費

6. 利用料の算定方法

- 介護職員等処遇改善加算 I …介護サービス費(単位数)合計の 14.0%
- 1 単位あたり…10.17 円



施設入所契約における個人情報利用目的の通知書 兼目的外利用等に関する同意書

(通知) 当施設がご利用者および身元保証人等ご家族の個人情報を利用する目的と範囲は次の通りです。

目的:

介護保険法その他の関連法令に従い、ご利用者に対する利用契約書及び重要事項説明書記載の介護福祉施設サービス業務を遂行すること

範囲:

- 1 施設サービス計画の作成および計画に関する関係者間の協議
- 2 他のサービス事業者、医療機関、行政機関等、ご利用者の生活維持に必要な機関との連絡調整
- 3 サービス実施状況の把握と評価
- 4 ご利用者の心身の状況の把握
- 5 給付管理業務
- 6 要介護認定申請に関する支援等の業務
- 7 介護保険法その他関連法令に定められる相談業務及びその他の付随業務

(同意・利用者)

私こと利用者は、下記の範囲内で私の個人情報を利用することにつき同意します(同意する項目にチェック)

- 施設見学等の目的での部外者による簡易的な観覧
- 他利用者の様子を伝える目的で施設内を撮影する際、偶発的に映り込むこと
- 施設の内部研修における事例検討に用いること(但し極力個人を特定する情報は伏せること)
- 施設のホームページや広報誌等への写真等の掲載(但し事業所は個別の案件ごとに事前に利用者の承諾を得ること)
- 損害賠償責任に関する事項につき損害保険会社へ情報を提供すること
- 私の病歴等、要配慮個人情報を個人情報利用目的の範囲内で取得し利用すること

(同意・身元保証人)

私こと利用者の身元保証人は、私自身の個人情報を、利用者の個人情報利用目的に関係する範囲内で事業所が利用することに同意します。また、私が事業所に伝える利用者の他の親族等関係者の連絡先等の情報については、当人の承諾を得た上で伝えていることを保証し、その開示の可否につき関係者から異議が申し立てられた場合は責任をもって対応します。

特別養護老人ホーム清里荘 短期入所生活介護 を利用するに当たり、これらの内容に関して担当者における施設利用契約書及び重要事項説明書のサービス提供の内容、個人情報利用目的の通知書、介護保険給付以外の費用及び請求金額等について説明を受け、十分に理解した上で同意し契約します。

本契約を証するため、契約者及び事業所が記名、押印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 (住 所) 前橋市青梨子町 503
(事業者名) 特別養護老人ホーム清里荘
群馬県 1070100936 号
(代表者名) 施設長 木暮 有紀 印

(説明者) 職名 _____

(氏 名) _____

契約者 (住 所) _____
(利用者) (氏 名) _____ 印

身元保証人 (住 所) _____
(氏 名) _____ 印

(続 柄) _____

